

上前川浚渫工事 特記仕様書

第1章 総則

第 1 条 （適用）

この仕様書は、「上前川浚渫工事」に適用する特記仕様を定めたものであり、この他「千葉県土木工事共通仕様書」、「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」並びに設計図、関係法令及び監督職員の指示に従って施工するものとする。なお、共通仕様書等については、千葉県を市原市に読替えて使用するものとする。

第 2 条 （工事期間）

- 1 本工事の工期は着工日から160日間とする。

工事期間のうち、準備期間として40日間、作業期間として53日間、休日（不稼働日）期間として47日間、後片付け期間として20日間を想定している。

※ 休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。

※ 当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間 変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による）

- 2 受注者は、本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

第 3 条 （週休2日制適用工事）

- 1 本工事は、市原市建設工事週休2日制工事実施要領に基づく「現場閉所による週休2日工事（単位の週休2日）」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。
- 2 受注者が工事着手前に完全週休2日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休2日工字（完全週休2日）」を実施し、完全週休2日の水準に達成した場合は、これに相当する経費補正に変更することとする
- 3 対象期間について、年末年始休暇として6日間を除くものとするが受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

第 4 条 （現場代理人・主任技術者の選定）

受注者は、現場代理人及び主任技術者等の選定にあたっては、類似工事（河川工事等）に関する経験と実績がある有能な技術者を優先的に選定するものとする。

第 5 条 （常駐を要しない期間）

- 1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

- 2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅れた場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

第 6 条 （兼務を認める対象工事）

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第 7 条 （施工計画の届出）

受注者は、工事着工日から30日以内且つ工事着手前までに「施工計画書」を2部作成し、監督職員に

提出するものとする。

施工計画書の内容は下記のとおりとし、施工計画書を変更する場合も同様とする。

設計図書と異なる工法にて施工を計画する場合においては、同等機能以上を有する工法を条件とする。

(1) 工事概要	——	工事件名・内容・工期・受注者の基本姿勢等
(2) 計画工程表	——	現場内容に応じた方式で作成するものと市、製作工程、施工ステップ等を明確にする。
(3) 現場組織表	——	職務分担・特殊技能者・下請負業者等
(4) 指定機械	——	設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準捜査等）の名称、規格、台数、使用工種を記載
(5) 主要機械	——	指定機械以外の主要なものについて、名称、規格、台数、使用工種を記載
(6) 主要資材	——	主要材料の規格、予定数量、生産・加工製造業者、納入業者、品質証明の方法及び搬入時期を記載
(7) 施工方法	——	主たる工種の施工方法及び仮設計画等 （主要機械・仮設備計画・工事用地等を含む）
(8) 施工管理計画	——	品質管理・工程管理・出来形管理
(9) 安全管理	——	安全管理体制、安全教育・訓練の計画、・その他について
(10) 緊急連絡体制及び対応	——	下請負及び夜間の連絡体制を含めて
(11) 交通管理	——	規制方法及び迂回路図等
(12) 環境対策	——	工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全策について記載
(13) 現場作業環境の整備	——	現場事務所・作業ヤード・仮設トイレ等
(14) 再生資源利用促進	——	現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入計画・再生資材の積極的利用 再生資源利用（促進）計画書を添付
(15) 建設副産物処理	——	建設副産物処理承認申請書、処分業者、運搬業者との建設廃棄物処理委託契約書の写し、処分場までの運搬経路図等を添付
(16) 法定休日・所定休日	——	週休二日導入についての基本方針
(17) その他		

本工事における施工計画書は、異常出水時の作業員や仮設物・資機材などの退避方法や流出防止対策、応急対策を考慮して計画すること。また、降雨や河川水位などに関する情報収集、伝達方法などを施工計画に記載すること。

第 8 条 （下請負契約に係る書類作成）

- 1 受注者は、当該建設工事を施工するために下請負契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体制を的確に把握するものとする。
- 2 受注者は施工体制台帳を工事ごとに備えおかなければならない。また、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 受注者は、下請負契約締結後 2 週間以内に下請業者選定通知書に施工体制台帳、下請負契約書の写し及び施工体系図を添付し、発注者に通知しなければならない。なお、通知事項に変更又は追加があった場合には、2 週間以内に下請業者変更・追加通知書により通知するものとする。

第 9 条 （法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 10 条 （工事カルテの作成）

受注者は500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに請負契約締結後10日以内に登録し、同センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。また、登録内容の変更があった場合及び当該工事が完成した場合も同様とする。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

第 11 条 （建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認）

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに建設業退職金共済制度の掛金収納実績の確認を行なう。

1 掛け金収納の確認方法

1 件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金共済機構の掛け金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」（以下「報告書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式の場合は、工事契約締結後40日以内）に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙（退職金ポイント）の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入遅延報告書」を提出すること。

なお、証紙（退職金ポイント）の購入状況を把握するため必要があると認められた時は、関係資料を提出すること。

2 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施行させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付若しくは退職金ポイントを充当すること、または掛金相当額の下請代金への算入を行なうとともに下請業者の共済組合への加入及び証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの充当の促進を努めるよう下請業者を指導すること。

3 共済証紙（退職金ポイント）の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙（退職金ポイント）の把握が困難な場合は、「掛金納付の考え方について」を参照し、工事種別等により選択した値を報告書の計算式に記入し購入額を算出すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙（退職金ポイント）購入額を合算するものとする。

4 証紙の購入

受注者は、500万円未満の工事についても証紙の購入に努めること。

第 12 条 （工事進捗報告）

受注者は、履行報告を月末に提出すること。なお、履行報告書の様式は、様式第4号の他に、「月別工事予定表・進捗状況表、出来高表、工程表（実施及び計画）」を添付すること。

工事実施工程に対し、実績が15日程度以上遅延した場合は、その理由及び今後の措置を講じなければならない。

第 13 条 （地元説明資料の作成並びに配布）

受注者は、必要に応じて地元説明資料（概略平面図・標準断面図・迂回路図等）を作成し、工事区域内居住者、隣接地主及び地元代表者等に工事内容を周知するとともに、理解と協力を得るために必要な措置を講じなければならない。また、工事完成後は、工事中の協力に謝意を表し、未処理事項が無いよう努めなければならない。

第 14 条 （施工管理）

本工事の施工管理は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「千葉県土木工事施工管理基準」及び「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」によるものとする。

1 出来形管理

本工事の出来形管理基準及び規格値は、「千葉県土木工事施工管理基準」によるものとする。

その他、出来形書類として下記についても提出すること。

・交通整理員日報

2 品質管理

本工事は「千葉県土木施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとする。試験区分が「必須」となっている試験項目については原則すべて実施するものとするが、施工規模が小さく実施困難な試験項目があった場合には、監督職員と協議すること。

また、下記の表に示す試験についても実施すること。

3 写真管理

工事記録写真については、「千葉県土木工事施工管理基準」及び「土木工事写真の手引き」等に基づき、綿密な写真撮影を行うものとする。特に不可視部分、指定仮設設置状況、夜間の仮設設置状況等の記録写真については怠ることの無いよう十分注意すること。

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	備考

第 15 条 （安全管理）

受注者は、土木工事安全施工技術指針（令和 8 年 3 月）（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13 年 3 月 29 日）等を参考にして、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

1 安全管理

交通安全対策については、関係法令、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。

また、夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

2 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。

3 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- 1) 現場特性の事前把握
- 2) 中止・再開基準の設定
- 3) 迅速に退避するための対応
- 4) 日々の安全管理の徹底
- 5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- 6) その他

なお、中止基準については以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事等箇所にも暴風警報が発表された場合
- ・当該工事等箇所にも竜巻注意情報が発表された場合
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

4 地震や台風時等の状況報告に関すること

市原市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、現場に問題等あった場合は書面にて市へ報告すること。

- 1) 震度 4 以上の地震が発生した場合
- 2) 各種警報が発令された場合

第 16 条 （環境対策）

1 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響を配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

第 17 条 （作業区分）

本工事の作業区分は下表のとおりとする。

作 業 区 分	工 種	期 間
昼間工事	全工種	全工期

※ただし、関係機関協議のうえ上記区分の変更が生じる場合は、監督職員の承認を得るものとする。

第 18 条 （工事支障物件）

本工事において、下記物件を移設予定であるので工事施工にあたっては、関係企業と工程の調整・移設位置の確認等について十分な協議を行なう。

企 業 名	移設完了予定日	移 設 物 件

第2章 材 料

第 19 条 （使用材料）

使用材料の不良品を排除するため下記の事項を遵守するものとする。

- 1 材料は、該当使用材別に J I S 製品及び J I S 製品同等品とし、経験と実績のある品質管理体制の確立した優良工場製品を使用するものとする。
- 2 現場搬入材料は受注者が責任をもって検収することとし、監督職員の確認・立会を必要とするものは、下記の材料とする。

工種	確認材料名

監督職員の検収後であっても、使用時になって損傷又は変質したときは、新品と取り替えるとともに、事前に監督職員に報告するものとする。

第3章 施 工

第 20 条 （規制方法）

規制方法については、下記のとおりとする。

規 制 方 法	施 工 区 間
片側規制	No. 1+30.09～No. 7+38.83 区間
通行止め	-

第 21 条 （設計照査）

受注者は土木工事共通仕様書第 1 編共通編第 1－1－3 に基づき工事着手後直ちに測量を実施し、設計図書と現地に不整合が無いかを確認し、その結果を報告しなければならない。

第 22 条 （仮設計書の提出）

仮設工については、必要となる書類を監督職員と協議の上、施工の 1 週間前までに提出すること。

なお、設計図書に変更が生じる場合は、事前に監督職員と協議すること。

第 23 条 （工事基準点）

- 1 中心役杭及び工事用水準点等工事に重要な基準点は、十分堅固に引照杭を設置し、紛失・破損しないよう十分注意し、最終工事施工の支障にならないようにしなければならない。
- 2 工事完成後は、測点を復元しておかなければならない。

第 24 条 （境界関係）

官民境界を工事着手前に確認するとともに、境界杭・境界鉄等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。なお、工事により撤去・復旧が必要なものについては、監督職員に報告し、座標管理の上復元すること。また、工事により境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。

第 25 条 （各戸出入口等の確保）

各戸の出入口、取付通路等が工事のため一時的に閉鎖せざるを得ない場合には、関係各者に工事の方法・時期等を説明し、了解を得た後行うものとするが、できるだけ短期間に留めるようにし、必要な仮設物にてその機能を確保し、関係者とのトラブルを生じないようにしなければならない。

第 26 条 （第三者被害の補償）

契約書29条に定める第三者被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害は、すべて

受注者の負担とする。また、軽易な一般補償、工事中の応急措置、クローラーによる道路施設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて受注者の負担とする。

家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合には、監督職員の指示により応急処置を講ずること。

第 27 条 （地元関係者との交渉等）

工事施工に伴って地元関係者と交渉等を行う際には誠意をもって対応し、相手方に誤認、不信、疑惑を与えないよう注意することとし、工事従事者にも本工事の意図を正しく理解させ、地元関係者との紛争を生じないようにしなければならない。

交渉経過、相手方からの意見、約束事等は記録し、監督職員に報告すること。また、この内容が工事の進捗や設計内容等に影響が及ぶ場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、早急な解決を図ること。

第 28 条 （立会確認及び段階確認）

工事請負契約書第14条第2項並びに千葉県土木工事共通仕様書第3編第1-1-3により指定された立会確認及び段階確認は次のとおりとする。

1 立会確認項目

種別	細別	立会時期
残土処理工	残土等処分	処分前

※残土処分前にコーン指数を確認し、400kN/m²未満であった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 段階確認項目

種別	細別	立会時期
掘削工	河床等掘削	施工完了時
掘削工	掘削	施工完了時

第 29 条 （交通事故防止）

市原警察署との道路工事協議回答並びに道路使用許可条件をもとに、警察署からの通知「道路工事施工時の交通事故防止」を遵守し、施工計画協議した「保安施設計画」に従い、安全施工を確保し、交通事故が発生しないように注意しなければならない。また、休日・休業日においても万全な対策を講じると共に適時パトロールを実施しなければならない。

第 4 章 建設副産物等

第 30 条 （再生資材の利用及び建設副産物処理）

1 共通事項

- 「千葉県建設副産物対策の手引き(令和5年4月策定)」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用 促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建

設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

- 4) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2 建設発生土

本工事により発生する建設発生土の運搬・処分については、発注者と別途協議することとする。

指定処分(A)(その他)の場合

建設発生土については、片道運搬距離11.4kmのクレス(株)に搬出するものとする。

なお、処分先を変更する場合は発注者と別途協議することとする。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) 建設発生木材等は、片道運搬距離6.5kmのジャパングリーンテック(株)、または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

- (2) 混合廃棄物等は、片道運搬距離5.2kmのナガタ(株)、または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

なお、運搬に先立ち搬入条件等を確認し監督職員に報告すること。

第5章 その他

第31条 (電子納品)

- 1 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。

- 2 電子納品のレベルは1とし、電子納品の対象書類は、次のとおりとする。

- ① 発注図書、工事数量総括表、特記仕様書
- ② 測定結果一覧
- ③ 完成図面
- ④ 工事写真(参考図含む)

- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議する。

- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。原則として電子納品とし、監督職員と事前に協議すること。

第32条 (設計変更)

本工事の設計変更手続きについては、建設工事請負契約書ならびに土木工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに従うものとする。

第33条 (1日未満で完了する作業の積算)

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、積算基準(千葉県)によるものとする。

- 2 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。

- 3 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。

- 4 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 5 受注者は3の協議を行うに当たっては当該作業完了後速やかに、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 6 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算

する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

- 7 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。

※ 現場条件等とは、工事箇所が1kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第 34 条 (ワンデーレスポンス)

本工事は、千葉県土木工事共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。ただし、同仕様書の「その日のうち(24時間以内)」は「受付した翌開庁日の17時まで」に読み替えて運用する。

第 35 条 (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」(市原市ホームページに掲載)に基づき行うこと。

第 36 条 (市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン)

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。

書類事務に情報通信技術(ICT)の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督職員と協議すること。

第 37 条 (出水期の施工及び対応)

本工事は想定以上の雨量により、越水及び仮締切工等が被災した場合には、工期期日の変更、仮締切工・水替工の計画等、変更協議の対象とする。

第 38 条 (竣工図の提出)

工事完了後、現地を実測し、竣工図を作成すること。また、電子化(P21・SXF)し提出すること。

第 39 条 (中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更)

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 40 条 施工条件の明示

明 示 項 目	明 示 事 項		
工 程 管 理 関 係	河川工事においては、非出水期に施工すること。		
用 地 関 係	河川課が管理する河川予定地を使用するものとする。		
公 害 対 策 関 係	① 施工機械については、排出ガス対策型機械を使用し、環境に十分配慮して施工すること。 ② 騒音規制法、振動規制法、市原市生活環境保全条例を遵守し、その作業内容が特定建設作業に該当する場合には、特定建設作業実施届出書を市原市役所環境管理課に提出すること。		
安 全 対 策 関 係	① 作業時間帯及び休日・夜間等の安全対策は、十分注意すること。 ② 周辺道路は幅員の狭い生活道路であるため、工事期間中の通行者等の安全確保には十分留意すること。 ③ 現地状況、施工内容から交通誘導員の配置が必要と判断される場合には発注者と別途協議することとする。 ④ 荒天により増水する恐れがある場合には、周囲に影響が及ばないように適切な処置をとるとともに、余裕をもって工事を中断するなど、工事従事者の安全確保に努めること。 ⑤ 本工事の以下の工種及び施工区間については、交通誘導員（B）を配置し十分な安全確保に努めること。工事中の交通誘導は通行止めの迂回路の案内、道路近接箇所の施工時の安全確保等のために、3名以上配置（交代要員1名含む）すること。		
	工種	区間	規制方法
	河床等掘削 捨石	No. 1+30.09～No. 7+38.83 区間	片側交互通行
工 事 用 道 路 関 係	① 地域交通の支障とならないよう十分配慮すること。		
仮 設 設 備 関 係	① 仮設工については任意仮設とするが、現場条件等に変更が生じた際は、変更協議の対象とする。		
建 設 副 産 物 関 係	① 「第4章 建設副産物等」による		
工 事 支 障 物 関 係	① 現場着手前に、支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係企業と埋設位置の確認等の協議を行い、十分注意して施工すること。		
そ の 他			